



2020年6月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2020年5月8日
東

上場会社名 株式会社アイスタイル 上場取引所
 コード番号 3660 URL <http://www.istyle.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 吉松 徹郎
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役CFO (氏名) 菅原 敬 (TEL) 03(5575)1260
 四半期報告書提出予定日 2020年5月8日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満四捨五入)

1. 2020年6月期第3四半期の連結業績(2019年7月1日~2020年3月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年6月期第3四半期	23,609	△1.7	△1,398	—	△1,472	—	△4,261	—
2019年6月期第3四半期	24,019	16.0	377	△77.4	327	△80.5	44	△95.2

(注) 包括利益 2020年6月期第3四半期 △4,409百万円(—%) 2019年6月期第3四半期 68百万円(△84.1%)

	1株当たり 四半期純利益		潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益	
	円	銭	円	銭
2020年6月期第3四半期	△65.34	—	—	—
2019年6月期第3四半期	0.69	—	0.64	—

(2) 連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年6月期第3四半期	22,965	—	6,361	—	26.6	—
2019年6月期	22,003	—	10,761	—	47.1	—

(参考) 自己資本 2020年6月期第3四半期 6,103百万円 2019年6月期 10,353百万円

2. 配当の状況

	年間配当金					
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計	
	円	銭	円	銭	円	銭
2019年6月期	—	0.00	—	0.00	0.00	0.00
2020年6月期	—	0.00	—	—	—	—
2020年6月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2020年6月期の連結業績予想(2019年7月1日~2020年6月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	27,600	△14.3	△3,000	—	△3,100	—	△6,000	—	—	△91.97

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
 新規 —社(社名)— 、除外 —社(社名)—

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	2020年6月期3Q	68,043,800株	2019年6月期	67,497,200株
② 期末自己株式数	2020年6月期3Q	2,693,533株	2019年6月期	2,693,533株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	2020年6月期3Q	65,205,215株	2019年6月期3Q	64,489,354株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる仮定及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信〔添付資料〕4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(会計方針の変更)	9
(セグメント情報等)	10
(重要な後発事象)	12

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当連結会計年度においては、当社グループは2019年8月7日発表の中期経営計画の延長に基づき、資金および人的リソースを重点分野に投下することとしております。

アジアでの競争環境の変化の他、香港のデモや「新型コロナウイルス(COVID-19)」(以下、「新型コロナウイルス」という。)の全世界的な感染拡大に伴い、地政学的・社会情勢的に多大な影響があったものの、2020年1月10日にオープンした「@cosme TOKYO(アットコスメトーキョー)」(以下、「大型旗艦店」という。)の売上貢献やマーケティング支援サービス「ブランドオフィシャル」(以下、「B0」という。)の売上拡大により、売上高は前年同期と同水準での着地となりました。

営業利益は赤字となっておりますが、大型旗艦店の家賃等をはじめとする先行費用等によるものであり、概ね計画に沿って推移いたしました。引き続き販管費を圧縮し、収益性の向上に努めております。

その他、第2四半期において海外子会社^{*1}ののれんの減損や、海外の一部店舗^{*2}の資産を減損しております。これらを主要因として、当第3四半期連結累計期間において、特別損失3,039百万円を計上いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	23,609百万円(前年同期比 1.7%減)
営業損失	1,398百万円(前年同期 営業利益 377百万円)
経常損失	1,472百万円(前年同期 経常利益 327百万円)
税金等調整前四半期純損失	4,434百万円(前年同期 税金等調整前四半期純利益 340百万円)
親会社株主に帰属する四半期純損失	4,261百万円(前年同期 親会社株主に帰属する四半期純利益 44百万円)

※1 2018年6月期第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した下記の2社

- ・Hermo Creative(M) Sdn. Bhd. (マレーシアで化粧品ECサイト「Hermo」を運営)
- ・MUA Inc. (米国で美容系総合ポータルサイト「MakeupAlley」を運営)

※2 香港：2～4号店、タイ：全2店舗

①On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合サイト「@cosme(アットコスメ)」を基盤とした各種サービス(BtoB、BtoC)が属しております。

当第3四半期連結累計期間におきましては、広告に次ぐ第2の収益の柱と位置付けるサービスB0の導入数が順調に推移したほか、第3四半期にオープンした大型旗艦店の店頭広告等の販売が好調だったことなどにより、増収となりました。

利益におきましては、システム費用等の先行投資により減少しておりますが、引き続きB0の導入数の増加を図ることと、中長期での利益率改善を図ってまいります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	5,943百万円(前年同期比 2.5%増)
セグメント利益	1,292百万円(前年同期比 28.2%減)

②Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme SHOPPING(アットコスメショッピング)」の運営、化粧品専門店「@cosme STORE(アットコスメストア)」の運営等、国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、第2四半期に実施したスペシャルイベントの流通総額が前期実績を上回った他、引き続きリピート購入者が増加していることにより、着実に成長いたしました。

国内の店舗におきましては、一部店舗の閉店や改装による休業、インバウンド減少の他、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした臨時休業や営業時間の短縮、出店先のセール自粛等があったものの、第3四半期にオープンした大型旗艦店の貢献により、増収となりました。

利益におきましては、大型旗艦店の出店に伴う費用が先行したことや、第2四半期に実施したECのスペシャルイベ

ントに伴うプロモーション費用等により赤字となりました。なお、前期においては当該プロモーションをプラットフォーム全体の価値向上に資するものとして全社費用に計上しておりましたが、今回から主目的を販売促進に変更したため、今期より当該セグメントに計上しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	11,785百万円（前年同期比 10.9%増）
セグメント損失	697百万円（前年同期 セグメント利益 421百万円）

③Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

EC・卸売におきましては、中国向けの越境EC・卸売の競争激化に加えて、新型コロナウイルスの影響で現地の物流が一時滞ったことも影響し、減収となりました。

海外の店舗におきましても、地政学的な影響の他、新型コロナウイルスの影響等により減収となりました。台湾では、地政学的な理由で旅行客が減少し、短期的な収益改善が見通せないため、2020年1月から3月にかけて全4店舗を順次閉店いたしました。香港におきましては、デモの影響を受けるとともに、新型コロナウイルスの影響により、全店舗において営業時間の短縮等を余儀なくされております。デモの激化前に契約していた2店舗を第2四半期にオープンし、香港店舗は計6店舗となりましたが、前述の影響により減収となりました。タイにおきましても、新型コロナウイルスの影響を受け、営業時間の短縮や休業を行いました。

また、2018年6月期第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した海外子会社3社^{*3}のうち、2社に対するのれん全額を第2四半期連結会計期間に減損処理したことにより、当第3四半期連結累計期間の当該のれん償却は194百万円となり、前年同期（280百万円）に比べ減少しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	4,726百万円（前年同期比 29.8%減）
セグメント損失	606百万円（前年同期 セグメント損失 16百万円）

※3 ※1に記載の2社に、台湾で美容系総合ポータルサイト「UrCosme」を運営するi-TRUECommunicationsInc.を加えた3社

④その他事業

当セグメントには、美容部員を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

人材派遣事業の売上高は堅調に推移しておりますが、2020年3月より派遣先の一部の商業施設が新型コロナウイルスの影響で臨時休業を行っており、業績に影響が出始めております。

投資育成事業におきましては、第2四半期に営業投資有価証券のキャピタルゲインを計上したことにより増収となっておりますが、取得価額が実質価額と著しく乖離する営業投資有価証券に対して、163百万円の減損処理等を行ったため、赤字となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

売上高	1,155百万円（前年同期比 34.5%増）
セグメント利益	12百万円（前年同期比 79.9%減）

(2) 財政状態に関する説明

① 資産の部

当第3四半期連結会計期間末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ962百万円増加し、22,965百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ838百万円増加し、11,758百万円となりました。これは主に、営業投資有価証券が237百万円減少したものの、現金及び預金が653百万円、商品

が458百万円増加したこと等によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ124百万円増加し、11,207百万円となりました。これは主に、のれんが2,464百万円減少したものの、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社について、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用したこと及び原宿店新設等により有形固定資産が1,608百万円、敷金及び保証金が502百万円、無形固定資産のその他が513百万円増加したこと等によるものであります。

② 負債の部

当第3四半期連結会計期間末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ5,361百万円増加し、16,604百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ1,822百万円減少し、6,529百万円となりました。これは主に、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社について、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用したこと等により流動負債のその他が527百万円増加したものの、短期借入金が2,000百万円、未払法人税等が104百万円、賞与引当金が104百万円減少したこと等によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ7,183百万円増加し、10,075百万円となりました。これは主に、長期借入金が6,705百万円、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社について、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用したこと等により固定負債のその他が479百万円増加したこと等によるものであります。

③ 純資産の部

当第3四半期連結会計期間末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ4,400百万円減少し、6,361百万円となりました。

これは主に、利益剰余金が4,281百万円減少したこと等によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2020年6月期第3四半期決算は、概ね2020年2月7日に公表した計画に沿って推移いたしました。現在国内外で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響を鑑み、業績予想を修正することといたしました。

売上高におきましては、第3四半期の期中より新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国内外で運営する店舗の休業および営業時間の短縮を行っていることや、一部クライアントによる広告出稿の抑制やイベント開催の自粛等により、下記の通り修正いたしました。

また、引き続き経費削減に努めているものの、売上高の修正に伴い、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を修正いたします。

<修正後の2020年6月期通期連結業績予想>

売上高	27,600百万円
営業損失	3,000百万円
経常損失	3,100百万円
親会社株主に帰属する当期純損失	6,000百万円

<通期業績予想における売上高の前提条件>

当該業績予想は第4四半期の状況を下記の前提で策定しており、新型コロナウイルスの終息状況によっては、さらなる影響を受ける可能性があります。

- ・国内の全店舗を4月～6月まで休業
 ※4月の月初は大半の店舗の営業を行っていたほか、現在においても一部の店舗に限り営業しておりますが、業績予想に与える影響は限定的です。
- ・海外店舗においては、香港の店舗(全6店舗)を時短営業、タイの店舗(全2店舗)を4月～6月まで休業
- ・広告等のサービスをはじめとする国内外のその他のサービスは、4月上旬の受注状況等を元に計画を策定

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,303	3,956
受取手形及び売掛金	2,700	2,682
商品	2,881	3,339
営業投資有価証券	1,367	1,130
その他	689	722
貸倒引当金	△8	△7
投資損失引当金	△12	△65
流動資産合計	10,920	11,758
固定資産		
有形固定資産	1,015	2,623
無形固定資産		
のれん	2,944	481
ソフトウェア	2,677	2,490
その他	343	856
無形固定資産合計	5,965	3,827
投資その他の資産		
投資有価証券	2,186	2,073
敷金及び保証金	1,476	1,978
その他	442	705
投資その他の資産合計	4,103	4,757
固定資産合計	11,083	11,207
資産合計	22,003	22,965

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,677	1,618
短期借入金	2,700	700
1年内返済予定の長期借入金	1,793	1,710
未払法人税等	211	107
賞与引当金	288	184
その他	1,683	2,210
流動負債合計	8,351	6,529
固定負債		
長期借入金	2,782	9,486
その他	110	588
固定負債合計	2,892	10,075
負債合計	11,242	16,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,647	3,703
資本剰余金	2,971	3,026
利益剰余金	4,218	△63
自己株式	△280	△280
株主資本合計	10,556	6,387
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△28	△73
為替換算調整勘定	△176	△211
その他の包括利益累計額合計	△204	△284
新株予約権	136	55
非支配株主持分	272	204
純資産合計	10,761	6,361
負債純資産合計	22,003	22,965

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年7月1日 至2019年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年7月1日 至2020年3月31日)
売上高	24,019	23,609
売上原価	12,671	12,579
売上総利益	11,348	11,030
販売費及び一般管理費	10,971	12,429
営業利益又は営業損失(△)	377	△1,398
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	—	5
為替差益	—	0
投資事業組合運用益	3	—
受取和解金	—	10
その他	15	19
営業外収益合計	21	37
営業外費用		
支払利息	12	36
為替差損	24	—
投資事業組合運用損	2	4
持分法による投資損失	26	60
その他	7	10
営業外費用合計	70	111
経常利益又は経常損失(△)	327	△1,472
特別利益		
投資有価証券売却益	30	—
新株予約権戻入益	—	77
特別利益合計	30	77
特別損失		
減損損失	—	2,963
投資有価証券評価損	—	30
店舗閉鎖損失	16	37
移転費用	—	9
特別損失合計	16	3,039
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	340	△4,434
法人税等	302	△99
四半期純利益又は四半期純損失(△)	38	△4,335
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△6	△74
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	44	△4,261

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2019年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	38	△4,335
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18	△45
為替換算調整勘定	12	△30
その他の包括利益合計	30	△74
四半期包括利益	68	△4,409
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	71	△4,341
非支配株主に係る四半期包括利益	△3	△68

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

・国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」の適用

国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外子会社は、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースについて、資産及び負債を認識することといたしました。

本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首の有形固定資産が921百万円、流動負債の「その他」が388百万円、固定負債の「その他」が553百万円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

また、利益剰余金の当期首残高は21百万円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2019年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注) 1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	5,798	10,629	6,734	858	24,019	-	24,019
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	81	25	7	126	△126	-
計	5,811	10,710	6,758	865	24,144	△126	24,019
セグメント利益又は損失 (△)	1,800	421	△16	62	2,267	△1,890	377

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△1,890百万円は、セグメント間取引消去9百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,899百万円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (注) 1 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	5,943	11,785	4,726	1,155	23,609	-	23,609
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14	17	8	5	43	△43	-
計	5,957	11,802	4,734	1,160	23,652	△43	23,609
セグメント利益又は損失 (△)	1,292	△697	△606	12	2	△1,400	△1,398

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△1,400百万円は、セグメント間取引消去△1百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,399百万円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「On Platform事業」において、当初想定していた収益が見込めないため、一部の資産グループについて減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において4百万円であります。

「Global事業」において、当初想定していた収益が見込めないため、一部の店舗及び資産グループについて減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において2,959百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「Global事業」において、連結子会社であるHermo Creative (M) Sdn. Bhd. 及びMUA Inc. 各社の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、同社株式取得時に計上したのれん未償却残高の全額2,296百万円を当第3四半期連結累計期間に減損損失として特別損失に計上しております。

なお、上記(固定資産に係る重要な減損損失)の中に当該のれんの減損も含めて記載しております。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

当社は、2020年4月3日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第21回新株予約権を、当社の取締役に対し第22回新株予約権を発行することを決議し、2020年4月24日に発行しました。

発行したストックオプションの内容は以下のとおりであります。

なお、第19回新株予約権2,810個(281,000株)及び第20回新株予約権10,000個(1,000,000株)は、新株予約権の取得に関する事項により、行使条件を満たさなくなり、2020年4月24日に消滅いたしました。

第21回新株予約権(2020年4月3日取締役会決議)

決議年月日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,810
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年4月2日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である21円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2021年6月期及び2022年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - A) EBITDAが 4,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - B) EBITDAが 5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - C) EBITDAが 5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%
 上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 当社は、本新株予約権の割当日から上記①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3.①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3.①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第22回新株予約権（2020年4月3日取締役会決議）

決議年月日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年4月2日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である21円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2021年6月期、2022年6月期、2023年6月期、及び2024年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - A) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - B) EBITDAが6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%
 - C) EBITDAが7,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%
 上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 当社は、本新株予約権の割当日から上記①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3.①の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3.①の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。